

重要なお知らせ

初診及び再診時に紹介状をお持ちでない 場合の選定療養費の改定について

国の規定により、現在、200床以上の地域医療支援病院においては、紹介状のない初診患者さんからの5,000円以上の金額の徴収などが義務化されているところです。（救急の場合など緊急その他やむを得ない事情がある場合を除く。）

この度、国の制度改正により、紹介状のない初診患者さんからの7,000円以上の金額の徴収などが義務化されました。

当院では、「県立病院使用料及び手数料条例」に基づき、初診・再診の区分に応じ、次のとおり選定療養費を改正し徴収することとなりました。

【変更時期 令和4年10月1日】

区分		令和4年9月30日まで	令和4年10月1日以降
初診時に紹介状をお持ちでない場合	医科	5,500円	7,700円
	歯科	3,300円	5,500円
他院への紹介にもかかわらず、再診された場合	医科	2,750円	3,300円
	歯科	1,650円	2,090円

また、選定療養費を支払う患者さん（紹介状無しで受診）の初診料・外来診療料（再診）については、以下の点数が保険点数から控除されます。

区分		令和4年9月30日まで	令和4年10月1日以降
初診時に紹介状をお持ちでない場合	医科	控除なし	200点（88点）
	歯科		200点（88点）
他院への紹介にもかかわらず、再診された場合	医科		50点（24点）
	歯科		40点（33点）

（ ）は控除後の平日・日中の初診料、外来診療料

この制度は、大病院と診療所の機能分担及び医療機関間の連携を推進するためのものです。

ご理解いただきますようお願いいたします。

令和4年8月 県立広島病院長